

令和元年度行政監査（テーマ監査）の結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき令和元年度行政監査（テーマ監査）を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和元年7月25日

上三川町監査委員 舘野治信

上三川町監査委員 稲見敏夫

## 行政監査（テーマ監査）の結果について

### 1 監査期日

令和元年7月11日（木）、12日（金）

### 2 監査のテーマ

補助金について

### 3 監査の対象

(1) 平成30年度行政監査指摘事項への対応について（報告）

(2) 平成30年度に執行された補助金

⇒ 歳出予算科目の19節の補助金【町単の補助金（まちづくり補助金）】の中から選出した3事業。

### 4 監査対象課及び予算科目

所 管 課	監 査 対 象 予 算 科 目 【H30 補 助 金】
企画課	平成30年度行政監査指摘事項への対応について
商工課	7-1-2 商工振興費【かみのかわ町おこし夏祭り 3,150 千円】
生涯学習課	10-5-1 保健体育総務費【しらさぎ駅伝競走大会実行委員会 1,300 千円】 〃 【しらさぎマラソン大会実行委員会 3,290 千円】

### 5 監査事項（着眼点）

補助金等審査委員会において審査された補助金について、事務処理は、能率的、効率的に行われているか、事務の執行は、法令（条例、規則、要綱含む。以下同じ。）に基づき適正に行われているか、社会・経済情勢や行政需要の変化への対応はなされているか等、次の事項により監査を行う。

- (1) 事業の変更、終了等に伴う補助金の更改、廃止は適切に行われているか。
- (2) 終期の設定（時限性）がなされる必要性はないか。
- (3) 補助金の他に行政効果を向上させる方法はないか。

- (4) 行政の守備範囲と補助対象団体の守備範囲は区分され、運用されているか。
- (5) 運営費、事業費が補助対象となっている場合、その中で特定の経費が基準を著しく上回っている、又は下回っていることはないか。
- (6) 補助対象団体は、単に補助金をその傘下団体に配分するだけの組織となっていないか。
- (7) 補助金の交付団体に対する指導は、適切に行われているか。
- (8) 低額な補助金で、効果に疑問のあるものはないか。
- (9) 補助対象事業の実績確認は、適正に行われているか。

## 6 監査結果

### (1) 総評（全体）

事前に提出された資料及び各課へのヒアリングによる監査の結果、それぞれの補助金の必要性は十分に感じられるが、一部、事務処理等において是正・検討すべきものがあるので対処されたい。

なお、指導事項等（(2)個別を含む）については、それに対する措置、対応等について、9月13日（金）までに書面にて報告されたい。

#### ※ 措置、対応等について

9月13日の期限までに措置、対応そのものを求めるものではなく、今後の方針、考え方、スケジュール等について、報告を求めるものである。

#### 【指摘事項】

なし

#### 【指導事項】

- 上三川町補助金等基本条例（以下「補助金等基本条例」という。）第6条に定められた基本原則に則り、補助金制度の透明性を確保する観点から、次の事項について対応されたい。
- ア 事務処理のチェック体制が十分ではないと思われるため、実績報告の確認・審査を徹底されたい。また、内容が確認できない場合は、条例等に基づき補助団体に対し検査等されたい。

イ 補助金等基本条例施行規則第17条の規定により実績報告書を提出する際の添付書類として「支出内容及び金額を確認できる書類」とされているが、一部、「領収書の品名が未記載」「支払い金額の一覧のみで詳細が不明確」など支出内容の確認が困難なものが見受けられた。適正な審査が困難であるため、内容が確認できるものとして、明細等、支払いの根拠を示す書類を添付させるなど、補助団体に対し指導されたい。

#### 【検討事項】

実績報告と併せて、補助金の効果についても検証できるようにしていただきたい。

#### 【意見】

ア 所管課においては、各団体との関係性から、強い指導は困難であると推察されるが、「補助金」として支出している以上、透明性の確保に努め、交付申請、実績報告の際には各団体へ補助金制度の周知徹底、指導をしていただきたい。

イ 収支決算書の書式の「内補助金額」が、各支出項目ごとの記載となっていることについて、補助金支出の実態に則した記載方法を検討できないか。

ウ 初期の目的を達成した現行の補助金を見直し、社会・経済情勢や行政需要の変化に対応するための新たな制度を創設するなど、スクラップ・アンド・ビルドの考えによりメリハリのある補助金制度にされたい。

### (2) 個別

#### 【指導事項】

○次の事項について、補助団体に対し周知・指導されたい。

ア「謝礼金」について、支払い額の根拠を確認できる資料の添付を指導されたい。【商工課】

イ 個人のカードにより支払い、領収書の名義が個人名のものが見受けられたので、補助金等基本条例第6条に定められた基本原則に則り、支払い内

容の検証を行い、補助団対に対して支払い方法を指導されたい。【商工課】

### 【検討事項】

○次の事項について検討されたい。

「食糧費」豚汁については、一式として支払いをしていることから、「委託料」として支出するよう事務処理されたい。【生涯学習課】

※事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

## 監査結果の区分

### 1 指摘事項等

#### (1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

#### (2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

#### (3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

### 2 意見

指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）